

## 鯖江市農業委員会第3回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年3月26日（火）  
午後1時20分開会  
午後2時40分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館4階 全員協議会室
- 3 議 事
- (1) 議案第16号 農地法第3条の許可申請審議について
  - (2) 議案第17号 農地法第5条の許可申請審議について
  - (3) 議案第18号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について
  - (4) 議案第19号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (5) 議案第20号 令和6年度事業活動（案）について
  - (6) 議案第21号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 4 報告事項
- (1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 1番 宮本美典委員 18番 服部義和委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、  
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時20分 開会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | （欠席委員の報告）

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。  
引き続き、議事進行を、よろしくお願いたします。

福島会長 | 議長就任挨拶  
※以下議長

議長

ただいまから3月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、18番 服部義和 委員、1番 宮本美典 委員 にお願ひします。

議長

次に、各部会から3月部会の報告を願ひます。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長から願ひします。

6番  
前田委員

3月の農政部会の報告をいたします。

3月18日、月曜日、私ほか7名が出席して、農政部会を開催しました。

議案第19号～21号について、協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整副部会長から願ひします。

16番  
北川委員

3月の農地調整部会の報告をいたします。

3月19日 火曜日、わたしほか9名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時00分から河野委員と堀内委員の2名により、3条、5条関係の転用案件など約2時間20分にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

ありがとうございました。

議長

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、議案第16号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（大倉町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は田、南側は用悪水路をはさんで田、北側は用水路をはさんで農道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

事務局

3条申請番号2（下河端町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は田、南側、北側は水路をはさんで農道、公衆用道路と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願います。

16番

議案第16号 農地法第3条の許可申請審議につい

北川委員	<p>て審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局ならびに農地調整副部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第16号 農地法第3条の許可申請審議については農地調整副部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。</p>
議長	<p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員一同	<p><b>挙手</b></p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第16号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。</p>
議長	<p>次に、議案第17号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。</p>
事務局	<p>5条申請番号1（幸町2丁目）  （概要と目的）  本申請は、宅地造成を目的として、畑の所有権を取得するものです。  （申請地および近隣状況）  申請地は、東側、南側は宅地、西側、北側は市道と接しています。  雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  関係する地元農家組合の了承を得ています。  （立地基準）  申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。</p>

(一般基準)

隣接農地はありません。

事務局

5条申請番号2(川島町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑に使用貸借権を設定するものです。

譲渡人と譲受人は親子です。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は市道、北側は農道、西側、南側は畑と接しています。

雨水は自然流下により勾配を付け、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域内にある農地の区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」であるため、第2種農地と判断しますが、代替する農地が無いため、許可ができる案件となっております。

(一般基準)

西側、南側および北側(一部)の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号3(下河端町)

(概要と目的)

本申請は、宅地造成を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、南側は宅地、西側は国道、北側は田と接しています。

雨水は溜枘で処理、道路側溝により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は工業の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側、西側および北側の隣接地にL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号4(中野町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、畑の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、西側は道路、東側、南側および北側は畑と接しています。

雨水は西側の道路側溝流れ込むよう傾斜をつけ排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側、南側および北側の隣接農地に土留ブロックをするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5条申請番号5(中野町)

(概要と目的)

本申請は、中古車展示場を目的として、田、畑に賃借権を設定するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側は水路、南側は排水路、北側は県道と接しています。

雨水は自然流下により道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は農振白地で、住宅等の連たんする区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願います。

16番 議案第17号 農地法第5条の許可申請審議について  
北川委員、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整副部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第17号 農地法第5条の許可申請審議について農地調整副部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第17号 農地法第5条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第18号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第18号について説明)

議長 農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願います。

16番  
北川委員 議案第18号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について、審議の結果、許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整副部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

3番  
笠嶋委員 申請地の利用計画について、貸し資材置き場とのことだが、今後ダンプカーなどの大型車の出入りがあると、周囲の側溝等への土壌流出が発生しやすい土地のため、土留めなどの防除策を行うよう指導してほしい。

事務局 適切に対策を実施するよう、土木課と協議して指導を行いたい。

議長 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第18号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について農地調整副部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第18号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第19号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第19号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第19号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第19号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議席3番・笠嶋委員は議決に参加することができません。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第19号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第20号 令和6年度事業活動(案)について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第20号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部長より願います。

3 番 笠嶋委員	議案第20号 令和6年度事業活動計画につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第20号 令和6年度事業活動（案）について農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	<b>挙 手</b>
議長	全員賛成と認め、議案第20号 令和6年度事業活動（案）については原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第21号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	（議案第21号について説明）
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
3 番 笠嶋委員	議案第21号 令和6年度最適化活動の目標設定等につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することになりました。
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので議案第21

号 令和 6 年度最適化活動の目標設定等については、農政部会長の説明のとおり、決定することとしてよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第 21 号 令和 6 年度最適化活動の目標設定等については、原案のとおり可決されました。

議長 次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局 (報告第 6 ～ 7 号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 2 時 40 分閉会

鯖江市農業委員会 3月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			署名
2番	水嶋和夫			
3番	笠嶋伊三男			
4番	窪田善一郎			
5番	佐々木一弥			
6番	前田昭一			
7番	鷺田晴美			
8番	堀内章義			
9番	浅野忠憲			
10番	山岸重之			
11番	河野通弘			
12番	品川昌敏			
13番	福島定己			
14番	牧野善隆			
15番	岩尾秀規			
16番	北川利榮			
17番	岡井善四郎			
18番	服部義和			署名